

マージン率等の情報公開

株式会社高伸サービス
許可番号 派24-300113

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に
支払う賃金の差額の割合を公開することが義務付けられました。

2025年度における情報提供を下記のとおり公開いたします。

(対象期間: 2025年4月～2026年3月)

派遣実績無し

①	派遣労働者の数 (1日平均)	0 名
②	派遣先事業所の数 (当該事業年度あたり)	0 件
③	派遣料金の平均 (1日8時間あたり)	0 円
④	派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり)	0 円
⑤	マージン率 ((③-④)÷③)	0 %
⑥	キャリアコンサルティングの 相談窓口	総務 TEL(059)371-6633
⑦	派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか 否かの別	☐ 労使協定を締結していない ☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和9年3月31日)

マージン率には下記事項が含まれています。

- ・事業主として負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・広告宣伝費、通信費等の事業運営に必要な諸費用
- ・営業利益 等

教育訓練に関する事項

- | | |
|---------------------|----|
| ・接遇の基本、マナー、言葉遣い等の教育 | 無償 |
| ・業務教育、業務知識、機器操作 | 無償 |
| ・維持、向上訓練 | 無償 |